

第2章 平成20年度決算に基づく健全化判断比率

第1節 平成20年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成20年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率及び連結実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）実質公債費比率

早期健全化基準の25%以上となる市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（12.1%）より0.2ポイント低下し、11.9%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、6団体となり、前年度と変わらなかった。

第2.2表 実質公債費比率の状況（団体数）

年度 \ 比率	25%以上	20～25%	18～20%	16～18%	14～16%	12～14%	10～12%	8～10%	8%未満	合計
19	0	2	4	5	7	10	12	8	8	56
20	0	3	3	3	7	12	8	11	9	56

（3）将来負担比率

早期健全化基準の350%以上（政令市は400%以上）となる市町村はなかった。

56団体中52団体が200%未満の団体であり、30団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

第2.3表 将来負担比率の状況（団体数）

年度 \ 比率	350%以上	300～350%	250～300%	200～250%	150～200%	100～150%	50～100%	50%未満	該当なし	合計
19	0	1	1	2	6	17	15	10	4	56
20	0	1	0	3	5	17	13	13	4	56